



10

2025
(令和7年)

No.242



光の絆 増穂浦のきらめき 2025開催

(関連ページ：P21)



「世界一長いベンチ」
イルミネーションは
日没から約4時間点灯
(10月末まで)



【新制度】志賀町住まい再建支援金

☎ 環境安全課 ☎ 32-9321

被災者支援窓口：役場本庁舎大会議室、富来支所（9:00～12:00、13:00～16:00/（土）（日）（祝）除く）

令和6年能登半島地震で住まいに被害を受けた世帯のうち、志賀町内で住まいを再建する世帯へ、新たに費用の一部を支援します。また、従前の制度（被災者生活再建支援制度など）では支援対象とならなかった「準半壊」および「一部損壊」の世帯へ、定額の支援金を支給します。

■ 住家の被害の程度が「半壊」以上の世帯

【支給要件】… ・町内で住宅の再建（建設・購入、補修）が完了していること。
・申請日時点で町内に住民票を有すること。

再建方法	対象世帯	支給額	上限額
建設・購入	建設・購入費用が500万円以上の世帯	建設・購入費用の10% (子育て世帯は12.5%)	200万円 (子育て世帯は250万円)
補修	補修費用が300万円以上の世帯	補修費用の10% (子育て世帯は12.5%)	100万円 (子育て世帯は125万円)

※子育て世帯とは、申請日に23歳未満の子などを扶養している世帯を指します。

【必要書類】… 住宅の再建に要した費用の総額が分かる契約書、見積書、領収証の写しなど

【申請方法】… 被災者支援窓口で申請

【申請期限】… 令和10年3月31日

■ 住家の被害の程度が「準半壊」「一部損壊」の世帯

【支給要件】… 令和7年10月1日時点で町内に住民票を有すること。

【申請方法】… 原則申請不要（災害義援金の支給口座へ入金します）

※災害義援金を申請されていない場合は申請が必要です。

被害の程度	支給額(世帯あたり)
準半壊	一律10万円
一部損壊	一律5万円

10月1日申請開始

【新制度】志賀町被災建物跡地防草対策助成金

☎ 総務課 ☎ 32-9311

被災者支援窓口：役場本庁舎大会議室、富来支所（9:00～12:00、13:00～16:00/（土）（日）（祝）除く）

令和6年能登半島地震で被災し、公費または自費で居宅（空家を含む）を解体した人を対象に、その跡地で行う防草シートの設置などの防草対策にかかる費用の一部を助成します。

【補助率】… 1／2（上限額50万円）

【申請者】… 解体後跡地の所有者

申請者1人につき1回限り
解体後跡地の同一の所在地につき1回限り

※区が所有者に代わって代理で申請する場合は、複数の所有者について申請が可



防草シート

【助成対象経費】… 公費解体または自費解体した居宅（空家を含む）の跡地に対して、防草対策に要した費用

〈対象経費〉

- ・防草シート、砂利敷などの施工費
- ・業者に委託して行う防草シート設置や砂利敷設などの施工費（材料含む）

※ブルーシートや園芸用マルチシートなどの簡易的な資材、除草剤は対象外

【必要書類】… 交付申請書、カラー写真（施工前・施工後）、領収書および支払の内訳が分かる書類の写しなど

【申請方法】… 被災者支援窓口で申請

【追加配分】義援金 県第五次、町第二次配分

被災者支援窓口：役場本庁舎大会議室、富来支所（9:00～12:00、13:00～16:00/（土）（日）（祝）除く）

令和6年能登半島地震で被災した人に対し、国内外の皆さまから寄せられた義援金を、次のとおり配分します。 ※義援金は、石川県、志賀町、日本赤十字社石川県支部、石川県共同募金会に寄せられたものです。

【配分対象・配分金額】

被害区分	対 象	計	配分金額				
			県			町	
			一次 二次	三次 四次	五次	一次	二次
人 的 ／ 1人あたり	死者 ・ 行方不明者	災害弔慰金受給者	278万円 20万円 80万円	80万円 -	80万円	12万円	6万円
	精神または身体に著しい障害を受けた人	災害障害見舞金受給者	- -	- 90万円	40万円	-	5万円
	重傷者	地震により負傷し、1カ月以上の治療を要する見込みの人	10万円 -	- -	-	5万円	2.5万円
住 家 ／ 1世帯あたり	全壊	「全壊」と認定された世帯 ※「みなし全壊」含む	278万円 20万円 80万円	80万円 -	80万円	12万円	6万円
	大規模半壊	「大規模半壊」と認定された世帯	208.5万円 15万円 60万円	60万円 -	60万円	9万円	4.5万円
	中規模半壊	「中規模半壊」と認定された世帯	139万円 10万円 40万円	40万円 -	40万円	6万円	3万円
	半壊	「半壊」と認定された世帯	71万円 5万円 20万円	20万円 -	20万円	4万円	2万円
	準半壊	「準半壊」と認定された世帯	59.5万円 - 10万円	25万円 -	20万円	3万円	1.5万円
	一部損壊	「一部損壊」と認定された世帯	20.5万円 - 3万円	7万円 -	6万円	3万円	1.5万円
					追加配分		追加配分

※人的被害と住家被害は、重複して申請することができます。

【必要書類】… 令和6年能登半島地震災害義援金配分申請書、り災証明書の写し（住家被害の場合）、通帳の写し または キャッシュカードの写し など

【申請方法】… 被災者支援窓口で申請 または 必要な書類を郵送してください。（郵送料は本人負担）

【宛先：〒925-0198 羽咋郡志賀町末吉千古1番地1 志賀町役場 会計課】



詳しくは
町ホームページ

注意！

※志賀町災害弔慰金 または 災害障害見舞金の対象となった場合、あるいは 志賀町被災者生活再建支援金を申請した場合には、義援金の申請をする必要はありません。

※すでに義援金（県一次～四次、町一次）の振込が完了している人は、改めて 義援金（県五次、町二次）の申請をする必要はありません。ただし、り災証明書の被害区分が変更になった場合は再申請が必要です。

※今後も義援金受入れ状況に応じ、追加配分がある場合は、同じ口座に振り込みます。（再度の申請は不要です）

※義援金の支給にあたり、振込の通知は発送しません。

※義援金が不要な場合は、その旨お申し出ください。

問 配分対象・配分金額に関して… 義援金配分委員会事務局（石川県健康福祉部企画調整室） ☎ 076-225-1412

問 配分・申請手続きに関して… 志賀町役場 会計課 ☎ 0767-32-9110（受付：9:00～17:00／（土）（日）（祝）除く）

**被災者支援窓口（開設時間：9:00～12:00、13:00～16:00／（土）（日）（祝）除く）**

【受付場所】 役場本庁舎 大会議室、富来支所

支援事業名	担当課
被災者生活再建支援制度（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊）	環境安全課 ☎32-9321
新制度 志賀町住まい支援金	
追加配分 義援金の申請（県第一次～五次、町一次・二次配分）	会計課 ☎32-9110
住宅の応急修理制度（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊）	住宅支援制度窓口（まち整備課内） ☎32-9211
応急仮設住宅制度（建設型）	
地域福祉推進支援臨時特例給付金	臨時特例給付コールセンター ☎ 076-225-1956
新制度 志賀町被災建物跡地防草対策助成金	総務課 ☎32-9311

【志賀町災害ボランティアセンター】 ボランティア依頼受付終了

当センターでは、震災以降これまで被災者からのニーズに応じてボランティア作業の調整を進めてきましたが、右の期日をもって依頼受付を終了します。ボランティアを依頼したい人は、お早めにご連絡ください。なお、期限までに受付した作業依頼については、ボランティア作業を継続します。

■受付期限 令和7年10月31日^{（金）}

☎ 志賀町災害ボランティアセンター
☎090-7957-6653（9:00～15:00／（土）（日）（祝）除く）
ボランティア活動は毎週^{（金）}^{（土）}

災害ごみ富来野球場仮置場の一般受入終了【11/29^{（土）}まで】

令和7年11月29日^{（土）}をもって、富来野球場仮置場での災害ごみの一般受入れを終了します。公費解体を申請していて、片付けが終わっていない人は、お早めに対応をお願いします。

※災害ごみを持ち込む際は、受付で「災害ごみ持込み届出書」を記入し、リ災証明書と身分証明書を提示してください。

■場 所 富来野球場駐車場（八幡寅-49）

■搬入車両 乗用車または軽トラック

■日 時 毎週^{（月）}～^{（土）}の9:00～12:00、
13:00～16:00（^{（日）}^{（祝）}を除く）■臨時休止 令和7年10月11日^{（土）}

※詳細は町ホームページをご確認ください。

**被災建物の解体・撤去（公費解体）****◎公費解体完了に向けて**

- ・自己都合（片付けや家財を置く場所を探しているなど）により解体着手できない場合は公費解体対象外となる場合があります。
- ・解体業者から着工の連絡が入ったときは、解体業者の日程調整にご協力をお願いします。

☎ 環境安全課 ☎32-9321（8:30～17:15／（土）（日）（祝）除く）

公費解体の進捗状況について（令和7年9月15日現在）

申請棟数	着手棟数	完了棟数			
			公費解体	緊急解体	自費解体
4,929	4,870	4,319	3,924	9	386
申請に対する割合	98.8%	87.5%	79.6%	0.1%	7.8%

被災家屋の保存活用相談・調査

解体せず、修繕して住みなおせるかも…
民泊などに使いたい事業者がいるかも…

まずは専門家による調査を頼んでみませんか。相談・調査ともに無料です。お気軽にご相談ください！

相談窓口（予約不要 毎週^{（月）}^{（火）}^{（木）}^{（金）} 10:00～17:00）■対 面 金沢市南新保町へ32-1
（全国古民家再生協会石川第一支部内）

■電 話 ☎ 076-234-3061 / ☎ 080-8995-0342

■メール kominka.ishikawa@gmail.com



☎（一財）石川県建築住宅センター ☎076-262-6543

JAPAN TENT

世界留学生交流・いしかわ 2025

【志賀町プログラム】8/21(水)～8/24(日)

今年で38回目を迎える、世界各国の留学生との交流事業「ジャパンテント」が行われました。志賀町では、3カ国から3人の留学生がホームステイを体験しました。

初日は対面式を行い、22日(金)の体験交流では、TOGISO(赤崎)でさくら貝を使ったクラフト体験、厳門で遊覧船に乗り、美しい自然に触れ感動していました。

23日(土)は、終日、ホストファミリーと交流を深め、24日(日)のお別れ式で参加者は別れを惜しんでいました。



TOGISOで交流体験する留学生とホストファミリーの瀧川さんと亀田さん家族



機具岩



対面式



アゼルバイジャンの生徒が志賀町を訪問

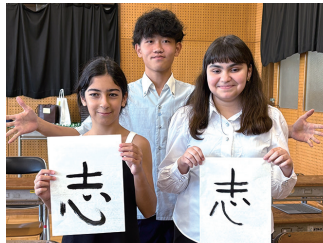
【ホストタウン交流事業】8/22(金)～8/27(水)

友好都市である、アゼルバイジャンのバクー市にあるバクー世界学校の生徒2人(アイリンさん・レマンさん)とフルヤ教師(日本語教師)が志賀町を訪れ、ホームステイや学生交流、町内観光や体験を楽しみ、日本の文化に触れました。今年4月からオンラインで交流を行ってきた志賀高校では、国際交流部の部員5人とけん玉や書道体験をしました。また、一緒にたこ焼きを作り、交流を深めました。

12月には志賀高校生2人がアゼルバイジャンを訪問し、バクー世界学校で異文化交流や町の紹介、ホームステイなどを行う予定です。



志賀高校で国際交流部の皆さんと



書道体験をするレマンさん(左)とアイリンさん(右)



ホストファミリーの稲岡さんとジョセフ&恵子ランゾウ稲田さん宅で歓迎パーティー

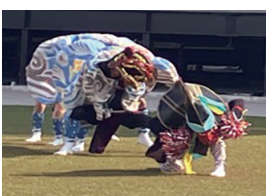
【2025年大阪・関西万博 / 石川の日】8/27(水)～8/31(日)

矢駄青年団が獅子舞を披露

8月27日(水)、大阪万博会場の「EXPOアリーナ」で「石川の日」のスタートを祝い、オープニングセレモニーが開催されました。

会場には、石川県19市町の出展ブースや、「いしかわの祭り〜未来へつながる伝統と能登復興の響き〜」と題した石川県を代表する祭りのステージが展開されました。

志賀町からは矢駄青年団による獅子舞が披露され、訪れた人から多くの歓声が上がりました。



山森副町長と獅子舞を披露した矢駄青年団